

屋久島町立宮浦小学校 いじめ防止基本方針

屋久島町立宮浦小学校

校 訓	本校教育目標	生徒指導全体目標
知恵出せ 汗出せ 力出せ	自ら学び、豊かな心を持って、たくましく生きる宮浦の子供の育成	人間性豊かで、心身ともにたくましく、自分で考え、判断し、実践する宮浦の子を育成する。

いじめ防止に関する指導目標
全ての子供が安心して学校生活を送ることのできるように、いじめを許さないという一人一人の心と集団としての問題解決ができる力を育てる。

いじめ防止推進のための基本方針
○ 学校におけるすべての教育活動の中で、積極的な生徒指導の推進に努める。 ○ いじめに関する認識を深め、全職員の共通理解を図り、一体となって指導にあたる。 ○ 一人一人の子供を認め、褒め、励ます指導に心がける。 ○ 日々の観察をもとに子供の実態を的確に把握し、個に応じた指導を徹底する。 ○ いじめをはじめとする問題行動の早期発見・解決及び未然防止に努める。 ○ 家庭・地域及び諸関係機関との連携を密にし、いじめ問題の未然防止、早期発見・解決にあたる。

教科・領域及びその他の教育との関連	
教科指導	子供がもっているよさや可能性を生かす学習指導を展開する中で、それぞれのよさを認め、達成感を味わわせ、自己実現を図るとともに、学級集団における自己の存在価値を認識させる。
道徳	生命の尊さに気付かせ、生命を大切にするとともに、思いやりの心を持ち、自他の個性を認め合う態度を育てる。
特別活動	集団の一員として自覚を深め、互いに協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
特別支援教育	子供一人一人を大事にした教育を推進し、特別支援教育への理解と啓発に努め、思いやりの心を育てる。
人権教育	人権尊重の精神に徹し、偏見や差別をなくしていこうとする意欲と実践力をもった子供を育てる。
家庭・地域等との連携	○ 保護者への啓発活動を推進し、連携して問題解決にあたる。 ・ P T A活動 ・ 公民館活動 ・ 子供会活動 ○ 関係機関との連携

< いじめ防止に関する取組の年間計画 >

4月	いじめ問題を考える週間・家庭訪問	10月	学校生活調べ
5月	学校生活調べ・家庭訪問	11月	保護者との教育相談期間 職員研修（人権同和教育）
6月	職員研修（人権同和教育）	12月	全校朝会（人権週間）
7月	保護者との教育相談期間	1月	
8月	保護者との教育相談期間	2月	いじめ問題を考える週間・学校生活調べ
9月	いじめ問題を考える週間	3月	情報交換（引き継ぎ）

※ 生徒指導連絡会・・・月1回の実施を基本とする。

＜ 屋久島町立宮浦小学校 いじめ防止対策組織 ＞

1 設置の目的

いじめのささいな兆候や児童からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応を図る。

2 チームの構成

いじめ防止対策組織は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、保健主任、教育相談係、養護教諭、関係学級担任で構成し、校長の判断により必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の関係機関と連携する。

3 主な役割

(1) 「宮浦小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

ア 学校関係者評議委員会や学校内部評価等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

(2) 教職員への意識啓発

ア 年度初めの職員会議で「宮浦小学校いじめ防止基本方針」について周知し、教職員の共通理解を図る。

イ 学校生活調べの実施や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

(3) 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

ア 学校だよりや学級通信、学校ホームページ等を通して、いじめ防止の取組について情報を発信する。

(4) いじめ事案への対応

ア いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

イ 事実への対応については、適切なメンバーの構成（対応班）を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の関係機関と連携して対応する。

ウ いじめが解消したと判断した場合も、経過観察を行い、継続的な指導・支援を行う。また、学級編制時には必ず情報の伝達を行う。

4 連携する機関及び連絡先（電話番号）

関係機関	電話番号
屋久島町教育委員会	43-5900
屋久島警察署	46-2110
宮之浦交番	42-0002
屋久島福祉事務所	46-2235
中央児童相談所	(099) 264-3003

＜ いじめ防止等に関する具体的な取組 ＞

1 いじめの未然防止の取組

「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

(1) いじめについての共通理解

ア 職員会議等で学校の基本方針の周知を図り、「いじめ問題を考える週間」（４，９月）等で、全校朝会や学級活動等で全校児童に、いじめに関する講話等を行う。（鹿児島県教育委員会「いじめ対策必携」「なくそう差別、築こう明るい社会」の活用）

イ 学年会で、気になる児童の情報交換を行い、情報の共有化を図るとともに、生徒指導連絡会（ケース会議）で報告し対応を検討して手だてを講じる。

ウ 「いじめ問題を考える週間」を中心に、年間を通じて、適宜児童がいじめ問題について学ぶ時間を設定する。

エ 年２～３回（５，１０，２月）の学校生活調べや、その後の児童への教育相談による調査を行い、児童の実態把握、状況把握に努め、課題解決に向け手だてを講じる。

(2) いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ア 学級活動、児童会活動等でのいじめ防止についての主体的な話し合いと取組を推進する。（「いじめ問題を考える週間」における読み聞かせ、学級活動、標語、朝のあいさつ運動等）
- イ 人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々な関わりを深める体験活動の充実を図る。
- ウ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用法とマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者及び、被害者とならないように指導する。
- エ 豊かな感性を培う読書活動の推進を図る。

(3) いじめが起きにくい集団の育成

- ア 「いじめとは何か、いじめは絶対に許されない」ことへの理解を基盤とした学級づくりに努める。
- イ 一人一人のよさを活かすとともに、「分かった」、「できた」という達成感を味わったり「分からないことが分からない」といえたりする授業づくりを推進する。
- ウ 人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定したり、「つらいことがつらいと言える」人間関係づくりに努めたりする。
- エ コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。
- オ 人間関係を深める異学年交流を推進する。（清掃活動、児童集会等）

(4) 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ア 主体的な活動を通して、子供たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」に努める。（学級経営の充実）
- イ 全校朝会等での授賞式などを利用し、児童の頑張りを多くの児童や保護者等に紹介し、自己有用感や自己肯定感を高める。
- ウ 教師は、否定的な発言をせず、児童の頑張りを認め、褒めるプラス志向の発言に努める。

(5) 保護者や地域の方への働きかけ

- ア 保護者同士のコミュニケーションがより図れるよう適切なPTA活動を進める。
- イ 学級PTAなどにおいて、学校におけるいじめ防止に対する指導方針などを伝えたり、情報収集したりするなど、いじめ発生防止に努める。
- ウ 授業参観における全学級での道徳の授業の実施（心を育む道徳の日等）、学校・学級便りなどによる広報活動を行う。

2 いじめの早期発見の取組

「いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすい」という認識をもち、子供のたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知・能力を向上させる。

気になることについては、日頃から教職員同士（放課後、学年会、学年主任会など）や保護者（放課後、教育相談、学級PTAなど）、また、関係機関と連絡を取り合う関係を築いておくようにする。

(1) 日々の観察

- ア 日記の活用
- イ 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」（別紙1）の活用（学年部会で情報交換）
- ウ 管理職をはじめ、全職員による校内巡視等の実施（朝の活動、休み時間等、教児共に活動する中で見とる）

(2) 教育相談

- ア 児童との教育相談の実施（6、11月）
- イ 保護者との教育相談の実施（夏休み・11月：希望者のみ）

(3) いじめ実態調査アンケート

- ア 学校生活調べ（無記名）の実施（5、10、2月のうち2回以上実施 全児童対象）

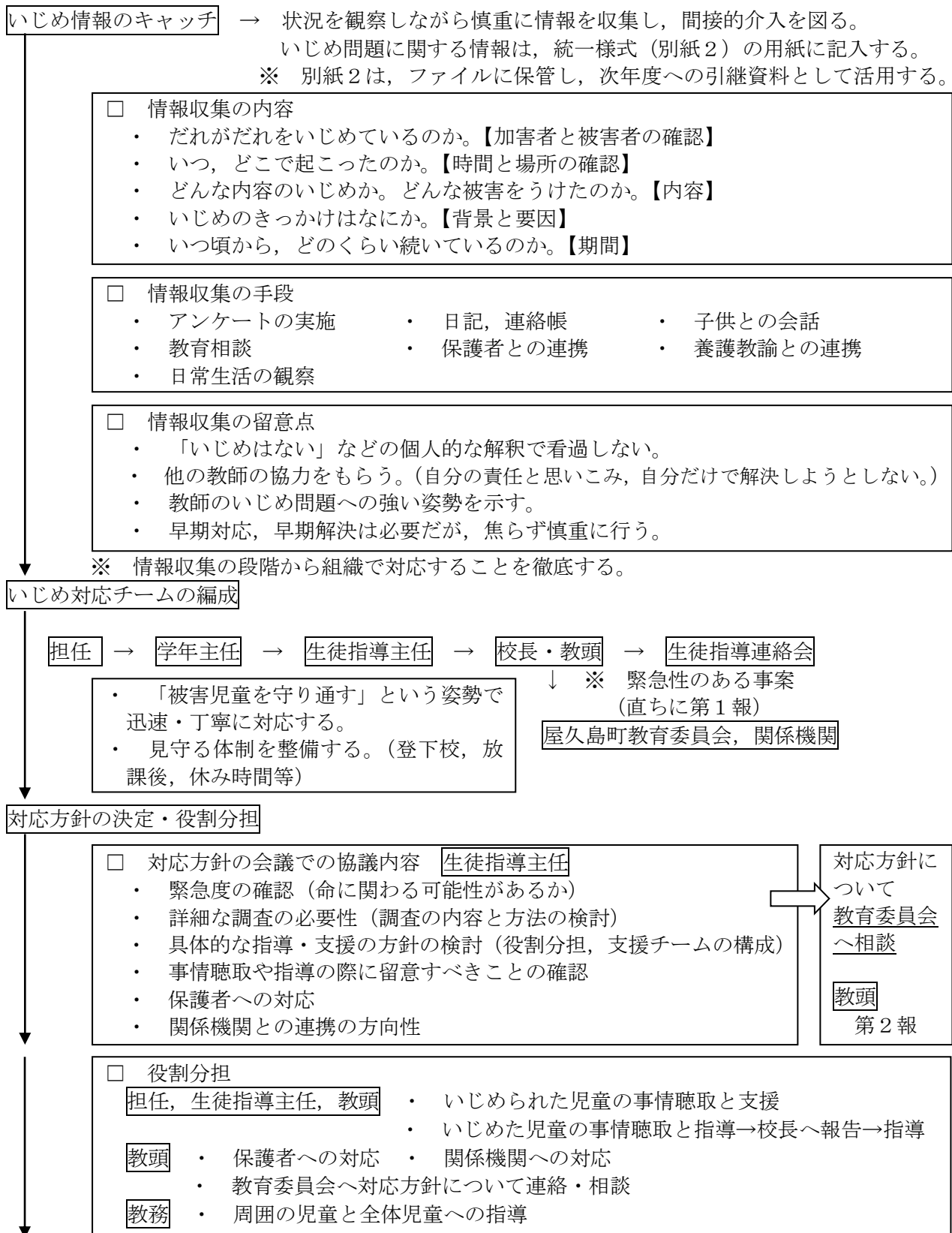
(4) その他

- ア 職員間の情報交換（学年会、生徒指導連絡会、職員朝会）
- イ スクールカウンセラーによる教育相談（2ヶ月に1回来校）
- ウ 養護教諭との連携（保健日誌の確認を含む）
- エ 鹿児島県教育委員会「いじめ対策必携」の活用

3 いじめに対する措置（早期対応の基本的な流れ）

いじめがあることを確認した場合には、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して、担任と学年主任等複数で事情の聞き取りを行う。そして、生徒指導主任が「生徒指導連絡会」を開き、対策を話し合い、組織で対応する。また、家庭や教育委員会等への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図るようにする。

いじめ問題等への基本的な対応の流れ



正確な実態把握，支援・指導，保護者との連携

☐ 児童

- ・ 事情聴取は，被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
- ・ いじめの状況，いじめのきっかけ等を丁寧に聴き，事実に基づく指導を行えるようにする。
- ・ 情報の食い違いがないか，複数の教員で確認しながら聴取を行う。

☐ 保護者

- ・ 聴取を終えた後，担任，生徒指導主任，教頭が児童を自宅に送り届け，保護者に直接会って説明する。
- ・ 具体的な対策を伝え，学校との連携方法を話し合う。

【具体的な対応】

☐ いじめられた児童への基本的な関わり方

- ・ 児童の安全の確保に配慮して安心させるとともに，児童との信頼関係を築く。
- ・ 児童の話を聴くことを重視し，その思いを受け止め，共感的理解に努める。
- ・ 具体的な支援については，本人の意志を大切に，意向を確認しながら進める。

☐ いじめられた児童への対応

- ・ いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに，秘密を守ることを約束し，安心感を与える。
- ・ つらさ，悔しさ等を温かく受け止め，本人の意思を確認しながら，今後の対応を一緒に考える。
- ・ 決して一人で悩まず，大人に相談することの重要性を伝える。
- ・ 自己肯定感を回復できるよう，学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
- ・ 仲直りして問題が解決したと考えず，その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

☐ いじめられた児童と個別面談をする際の留意点

- ・ 秘密が守られる環境を用意する。
- ・ 焦らず，せかさず，共感的に接する。
- ・ 心の整理をする時間を確保する。
- ・ これまで耐えてきたことを肯定的に受け止める。
- ・ 教師は味方であるという関係からスタートする。指導は心のケアの次の段階で考える。

☐ いじめた児童への基本的な関わり方

- ・ いじめた行為が「命に関わる重大なこと」であり，「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- ・ いじめられた児童の心の痛み気付かせながら，いじめた気持ちや状況などを受容的，共感的な態度で十分に聴き，いじめる行為の背景を理解して対応する。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど，一定の教育的配慮のもと，粘り強い指導を行う。

☐ いじめた児童への対応

- ・ いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ，いじめが人間として許されない行為であることを理解させる。
- ・ 当事者だけでなく，周りの子供からの情報を収集し，実態を把握する。
- ・ 集団によるいじめも視野に入れて，集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- ・ 何がいじめであるかなど，いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。

- ・ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ・ いじめた子供の家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。
- ・ 場合によっては、警察等の協力や出席停止の措置をとる。
- ・ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

□ いじめた児童と個別面談をする際の留意点

- ・ 「開き直り」に対処する。

暴力行為について「ただ遊んでいただけ」などと教師や保護者を自分の都合の良い方向に言いくるめようとすることがあるが、終始毅然とした態度で「あなたがしたこととは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。

- ・ 「被害者にも非がある」と認めてはいけない。

「確かに、いじめられた子にも非があるよね。」と認めてはならない。「〇〇もしたから、自分は悪くない。」と自分の都合の良い方向に解釈することがある。

- ・ 「いじめ」という言葉を使わずに指導する。

いじめた行為を指摘すると、「ただ、借りていただけ。」と自分の都合の良いように取り繕うとする児童もいる。「自分の物がなくなったり、他の人が勝手に使っていたりしたら、あなたはと思う。」「相手がただ借りていただけと言ったら、どんな気持ちになる。」というように、「いじめ」という言葉を使わずに、その加害者が行った具体的な行為に焦点をあて、それはいけない行為なのだと指摘する。

※ 保護者への対応は、担任のみでなく学年主任や生徒指導主任等の協力を得て、複数で行う。

□ いじめられた児童の保護者への対応

- ・ 発見したその日に、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
- ・ 学校が把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 学校として子供を守り通すことを十分に伝える。
- ・ 家庭で子供の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。
- ・ 場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対して、弾力的に対応する。

□ いじめた児童の保護者への対応

- ・ 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた子供や保護者の気持ちに共感してもらう。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 担任等が仲介役となり、いじめられた保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・ 子供のより良い成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。

□ 傍観者等への対応

- ・ いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対許されないことであることを指導する。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
- ・ いじめを訴えることは、チクリではなく、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

指導体制の検討・今後の対応

→ 状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。

新しい検討事項が入ったら、指導体制を再検討していく。

□ いじめ対応チームによる対応

- ・ 学校生活での意図的な観察及び助言（該当児童と周りの児童の状況）
・ ・ ・ 【学級担任、学年主任、養護教諭】
- ・ 学級担任へのサポート（情報交換、学級づくりへの支援）
・ ・ ・ 【生徒指導主任、管理職】
- ・ 保護者との連携支援 ・ ・ ・ 【学級担任、管理職】
- ・ 関係機関との連携支援 ・ ・ ・ 【管理職、スクールカウンセラー】
- ・ その後の状況について教育委員会への報告 ・ ・ ・ 【管理職】

※ 「いじめの解消」定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめ」が「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為がやんでいること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と緊急対応

ア 重大事態の意味

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患を発症した場合

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

イ 重大事態への緊急対応

□ 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、学校は町教育委員会を通じて、直ちに町長へ報告する。

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

□ 全校体制による緊急対応

学校が事実に関する調査を実施することになった場合は、「生徒指導連絡会」を母体にして、校長の判断により適切な専門家（大学教授や県教委職員等を含む）を加えるなどして対応する。また、町教育委員会と連携して、全校体制で対応する。

□ 町教育委員会との連携

- ・ 情報確認、情報収集、情報整理したことを町教育委員会に報告する。
- ・ スクールカウンセラーや臨床心理相談員などの緊急派遣等の人的支援の要請をする。
- ・ 県教育委員会や警察などの連携について要請する。

(2) 学校による調査

法第28条第1項の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を行う。

ア 調査の組織

「重大事態緊急対応委員会」を設置して各チームに分かれて調査を行い、連携を図って対応する。

重大事態緊急対応委員会

・・・校長，教頭，三主任，学年主任，関係機関

※ 外部窓口：教頭 校内窓口：生徒指導主任

《生徒指導部》 事態の状況確認，情報収集，情報整理

《保健指導部》 児童の状況確認と支援・指導，児童・保護者・教職員の心のケア

《教 務 部》 P T A ・警察などとの連携

イ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を，可能な限り網羅的に調査する。この際，因果関係の特定を急ぐべきではなく，関係機関等との情報連携を図りながら，客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・ いつ（いつ頃から） ・ どこで ・ 誰が ・ 何を，どのように（態様）
- ・ なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

□ いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合，聞き取り調査を中心に実施するなど，調査については十分な配慮を行い，インターネット上のプライバシーに関する情報拡散，風評被害等にも配慮する。

- ・ いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
- ・ 情報を提供してくれた児童等の安全確保
- ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施など

□ いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童が入院又は意識不明等の病状や死亡した場合），当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し，今後の調査について協議し，調査に着手する。

(3) その他留意事項

ア 心のケア

いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと，調査そのものが調査対象の児童や保護者に心的負担を与えることも考慮し，調査の実施と並行して，町教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。

イ 調査に当たっての説明等

いじめられた児童及びその保護者に対して，調査方法や調査内容について十分説明し，合意を得ておく。また，調査経過についても，適時・適切な方法で報告することが望ましい。

ウ 調査対象の児童及びその保護者に対して

調査によって得られた結果については，分析・整理した上で，いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し，承諾を得ておく。

エ 報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い，事実に基づいた，正確で一貫した情報を提供するために，窓口を教頭として，町教育委員会と連携をとりながら対応する。

5 その他

- 学校いじめ防止基本方針を，学校の学校ホームページで公表し，児童一人一人のいじめ防止への理解と認識を深め，実践への意欲喚起を図ることができるようにする。
- 学期末に，定期的な点検・見直しを行い，これに基づいた必要な措置を行い，学校いじめ基本方針を更新していくようにする。